高蔵寺分屯基地体育館使用心得

令和６年９月５日

１　使用責任者は、使用者全員が集まり次第、基地警衛所に申し出てください。

２　熱中症予防を実施してください。

３　未成年者だけが使用する場合は、常時、使用責任者が付き添ってください。

４　許可された使用目的及び時間以外は、使用できません。

５　コインロッカーを使用した際は、鍵を元の位置に返納してください。

６　シャワー室及び２階トレーニング場は、使用できません。

７　火気の使用及び危険物、動物等の持ち込みはできません。

８　壁に向かってのボール打ち等はできません。

９　使用中に事故又は機材等の不具合があった場合は、直ちに基地警衛所に連絡してください。

10　使用中の事故の責任については、使用者が一切の責任を負うものとします。

11　故意又は過失により施設及び備品を損傷等させた場合、損害の賠償責任は使用者が負うものとします。

12　体育館内での飲酒、飲食（水分補給のための飲料水を除く。）及び喫煙はできません。

13　使用した場所（体育館内トイレを含む。）の清掃を行ってください。

14　ゴミは各自で持ち帰ってください。

15　その他、隊員から指示があった場合は、その指示に従ってください。

16　使用責任者は、使用後に隊員の点検を受けてください。

17　この心得が守られない場合は、使用許可を取り消し、以降の申し込みをお断りします。

体育施設の使用要領及び注意事項等

令和8年10月1日
高蔵寺分屯基地

1　使用の基準

（1）使用できる団体

原則として、スポーツの実施を目的とした所属人員１５名以上の団体とします。

（2）使用できる日時

原則として、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）の午前９時から午後１時までとします。ただし、以下の日は使用できません。

ア　１２月２５日から翌年１月８日までの間

イ　休日であっても自衛隊の任務に支障のある日（訓練及び行事等で使用している日）

（3）使用できる回数

一団体につき、１月あたり２回までとします。

2　使用の受付及び申請要領等

（1）　受付期間及び受付時間等

ア　受付期間

使用希望日の属する月の前月の１日から使用日の１４日前（休日を除く。）までの間とします。ただし、１２月２９日から翌年１月５日まで及び5月１日から5月５日までの間は除きます。

イ　受付時間

上記の期間の午前９時から午後１２時までとします。

（2）　受付から施設使用までの流れ

使用希望日の空き状況の確認及び受付（電話に限る。）
電話番号：０５６８－５１－０２６５　内線２０８　（高蔵寺分屯基地広報班）

⇩

申請用紙「体育施設の部外者使用許可申請書」を受領（高蔵寺分屯基地広報班）

⇩

申請者は、申請用紙（「体育施設の部外者使用許可申請書」及び「使用者名簿」）に必要事項を記入し、期限までに高蔵寺分屯基地広報班に提出（郵送可）

⇩

高蔵寺分屯基地広報班から申請者へ使用日の前日までに、「体育施設の部外者使用許可証」及び「使用記録」を送付

⇩

申請者は、送付された「体育施設の部外者使用許可証」及び「使用記録」を携行

（3）　注意事項

ア　受付は、先着順とし、期限迄に申請書の提出がない場合は、受付を無効とします。

イ　受付終了後に使用を取りやめることとなった場合は、速やかに連絡してください。

ウ　未成年者だけの団体が使用を希望する場合は、親権者又は親権者に準ずる者が申請を行ってください。

エ　利用当日は、「体育施設の部外者使用許可証」に記載された者が使用責任者となります。

オ　使用を許可された場合であっても、自衛隊の活動に支障がある場合は、許可を取り消すことがあります。この場合には、速やかに使用責任者に連絡します。

3　当日の使用要領（別図参照）

（1）体育施設地区への入出門要領

緊急時を除き、途中入場及び途中退場はできません。

ア　開門時間帯及び開門場所

体育施設地区の門扉は終日閉門しています。このため、体育施設の使用を許可された団体が使用する場合には、許可された時間帯に限り、別図の「Ｂ：体育館北側門」を開門します。

イ　入出門要領

（ア）使用責任者は、入門の前に基地警衛所受付に立ち寄り、交付された「体育施設の部外者使用許可証」を提示し、「使用記録」を提出してから入門してください。

（イ）その他の使用者は、基地警衛所受付に立ち寄ることなく入出門してください。

（ウ）使用後は、基地当直にその旨を連絡し点検を受けてください。但し、午前１１時３０分から午後１２時１０分までの間は対応できません。

（エ）門扉付近に進入防止の物品を設置してあります。注意して入出門してください。

（2）体育施設内の走行

体育施設内を車両で走行する場合は、安全に留意してください。万一、事故等が発生した場合は、使用者又は使用団体が一切の責任を負うものとします。

（3）駐停車場

使用者及び送迎等の車両は、「体育館利用者駐停車場」に駐停車してください。開門時間前に到着した場合は、体育館北側門西側の「車両待合場所」（別図の黒色部分）に停車し開門を待ってください。